

県廃棄物処理計画の構成(案)

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国告示平成 13 年 5 月 平成 17 年 5 月、平成 22 年 12 月、平成 28 年 1 月改正）

第五次滋賀県環境総合計画
H31.3（分野別計画）

県廃棄物処理計画

計画期間：5 年程度

1 廃棄物の発生量および処理量の見込み

2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項

- 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の現状
- 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の目標
- 目標を達成するために必要な措置
- 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な措置

3 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

- 広域的な処理に関する事項
- 減量その他適正処理に必要な市町間の調整その他技術的援助に関する事項

4 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

- 減量その他適正処理に必要な処理施設の確保のための方策
- 処理施設整備に際し配慮すべき事項

5 非常災害時における上記 2～4 に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

- 減量その他適正処理を確保し、生活環境の保全および公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
- 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

県環境審議会意見

市町意見